

平成26年5月28日

共同研究講座制度の新設について

—産学協働の研究拠点を大学内に設置し、産業界への一層の貢献を目指します—

【研究機能、地域中核機能】

共同研究講座制度は、企業などから資金のほか研究者を受け入れて、広島大学内に研究組織を設置し、本学の教員と企業の研究者が対等な立場で共通の課題について共同して研究を行うことにより、出口を見据えた優れた研究成果が生まれることを促進する制度です。

本制度は、平成16年に大阪大学が共同研究講座を設置して以降、他大学でも導入が進められていますが、広島大学においても4月15日から導入しました。

産学協働の研究拠点を大学内に長期的に確保し、研究活動のさらなる充実と産業界への一層の貢献を目指します。

■ 背景

民間機関等との共同研究活動において、大規模な共同研究を実施するような場合には、研究組織の構築が必要となりますが、従来からの共同研究制度ではその構築が難しく、その対応と充実・強化が課題となっていました。

また、寄附講座による外部資金の受け入れでは、当該資金が「寄附金」のため出資者への研究成果物の還元がなく、資金提供者側の理解がより得やすい「共同研究」にシフトしたいとの意向が寄せられていました。

そこで、本学に民間機関等との共同研究に係る拠点（共同研究講座）を設置し、民間機関等と本学が共同で特定の研究分野について一定期間継続的に研究活動をおこなう仕組みとして、本制度を創設したものです。

■ 特徴

共同研究講座は共同研究を行うことを設置の目的とし、研究に専念します。広島大学内に設ける独立した研究組織で、広島大学と出資企業とが協議しながら研究を行い、柔軟かつ迅速に研究活動を運営することを特徴とし、従来の共同研究制度や寄附講座制度とは異なる効果をねらった制度です。

■ 概要

(1) 研究分野

人文・社会・自然科学の全ての分野またはこれらを通じた学際的領域を研究対象にすることができます。また広島大学の研究科、附置研究所、附属病院など、どの部局でも設置できます。

(2) 名称

設置する部局によって「〇〇共同研究講座」か「〇〇共同研究部門」とし、共同研究の内容等に相応した適切な名称としますが、出資企業の意向を踏まえ企業名が明らかとなる名称を付けることができます。

(3) 構成

研究講座は、教授相当、准教授相当または助教相当の常勤または定

時勤務の教職員（特任教員）1名以上のから構成されます。その他に必要により兼任の教員が参加できます。

研究者としてポスドクなどを参加させることにより、研究の推進と同時に若手研究者の訓練の場、活躍の場となることを期待しています。従来の共同研究と同様に、出資企業から派遣される研究員も参加できます。

外部機関から参画する教員は、部局長が必要と認めた場合は、当該共同研究講座における教育研究に支障のない範囲で、その他の授業又は研究指導も担当することができます。

(4) 設置場所

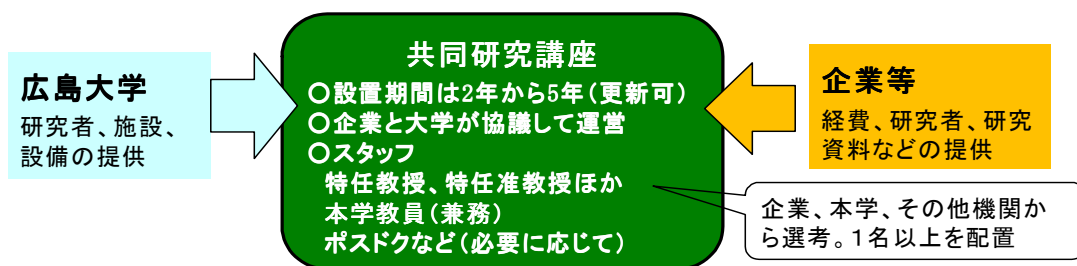
設置部局が認めた広島大学構内

(5) 設置期間

2年から5年とし、延長することができます。

(6) 研究経費

研究経費として、従来の共同研究で必要な費用（設備費、消耗品費、旅費など）の他に、講座設置場所の使用料、および研究スタッフの人員費や知的財産の維持管理費など企業等からの出資を受けます。



共同研究講座の特徴

- 大学と企業が協議し、講座等を運営します。
- 研究内容に合わせた研究スタッフを配置
 - 出口を見据えた研究内容や研究期間を設定
 - 知的財産や成果は共有
- 共同研究に専念

研究経費について

- 従来の共同研究で必要な経費（設備費、消耗品費、旅費など）に加えて、
- 講座設置場所の使用料
 - 研究スタッフの人員費
 - 知的財産の維持管理費 など

研究分野

人文・社会・自然科学のすべての分野

他制度との違い

寄附講座では大学主体による大学運営
従来の共同研究では個別課題の研究に留まる

	寄附講座	共同研究	共同研究講座
組織	あり	なし	あり
経費	寄附金	共同研究費	共同研究費
出資者への成果物の還元	なし	あり	あり

【お問い合わせ先】

学術・社会産学連携室
社会連携グループ 村上
TEL:082-424-6031 FAX:082-424-6189